

**御池通まちかど駐輪場の再整備及び管理運営を行う事業者の募集について
質問及び回答**

	質問	回答
1	駐輪区画内にある樹木は何か。事業者管理か。	<p>駐輪区画内にある高木はケヤキです。このケヤキと、車道側の柵やラックに沿って設置されている植栽は、本市が管理しています。しかし、日常的な管理として、駐輪区画内に枯葉・枯れ枝等が増えて利用者に支障が出るようなときは、一定、事業者で清掃等に御協力ください。</p> <p>歩行者側にある柵代わりのプランターについても事業者に維持管理していただきます。</p>
2	基盤整備も事業者に負担させる理由は何か。	<p>現在の御池通まちかど駐輪場が設置された15年前は、御池シンボルロード整備と合わせての駐輪場整備であったため、基盤整備（路盤整備及び一次配管）を本市で担っていましたが、今回は既設のものの再整備であるため、事業者に御負担いただきます。</p> <p>当時とは、放置自転車の状況も異なり、行政主導で駐輪場を整備していくのは難しいと考えております。本市では、①行政が整備する駐輪場（市営駐輪場）、②本市管理地を民間事業者に貸し出し民間事業者と協力して設置する駐輪場、③民間設置の駐輪場に対し整備費を一部助成する駐輪場の3つの柱で整備しており、当該駐輪場は②と位置付けております。</p> <p>初期投資は大きいですが、駐輪料金設定で工夫いただけますので、事業期間も長めの15年に設定しております。</p>
3	埋設管の位置など、図面はいただけるか。	<p>当室にお越しいただければ、御池通まちかど駐輪場の整備工事図面を常備しております。また、御池通の地下埋設管の位置図は、令和6年11月1日までであれば、西部土木みどり事務所から借用しているため、当室で閲覧可能です。閲覧を希望される場合は、事前に御連絡いただき、日程調整をお願いします。</p> <p>なお、写しの交付や写真撮影等は御遠慮ください。</p>
4	<p>柵は、引き継ぎ使えるものは現行事業者のものを引き継いで使うことが可能とのことであるが、ラックもそうなのか。</p> <p>現行事業者が今のラックそのまま引き継ぎ使用するという提案をされることもあるのか。</p>	<p>近年、幅広タイヤや子乗せ付自転車など、自転車が多様化していますが、現在設置しているラックはこれらの駐輪ニーズに必ずしも応えられていません。</p> <p>そのため、現行事業者であっても、それ以外の事業者であっても、募集要項2(2)ウにあるとおり、幅広タイヤや子乗せ付自転車なども利用できるようなラックに更新することを基本としております。</p>
5	増設部分の柵の開口部はどの位置に設けたら良いか。	増設区画の南東、かつ、場内への出入りを御池通の通行方向と平行になるような位置に設けてください。
6	令和5年度の電気代や修繕費等の支出状況は。	現事業者に確認したところ、電気代は約20万円、修繕費は約300万円とのことでした。

7	募集要項に「利用料金は利用者ニーズや近隣駐輪場との均衡を考慮すること」とあるが、周辺に駐輪場がない場合、料金設定基準があるか。	料金設定基準は定めておりません。周辺に駐輪場がない場合は、御池通、河原町通、烏丸通、四条通の周辺又はこれら4本の通りで囲まれた内側にある駐輪場の利用料金との均衡を考慮し、かつ、御池通周辺の放置自転車対策に効果的な料金体系としてください。																														
8	1提案項目につきA4サイズ2~3枚か、全提案項目の合計がA4サイズ2~3枚か。	全提案項目の提案書の合計がA4サイズ2~3枚程度でお願いしたいですが、10分以内でプレゼンテーションが可能な量の補足資料の添付は認めます。																														
9	御池通周辺の撤去台数は。	令和5年度、本市では、烏丸御池駅周辺で621台、京都市役所前駅周辺で1,153台を放置自転車として撤去しました。 また、駐輪場内での不正駐輪について現事業者に確認したところ、不正駐輪として撤去した台数は、直近1年間（令和5年10月から令和6年9月）で79台とのことでした。																														
10	全区画で地中配線で運営しているのか。ソーラー発電の部分も含めて教えてほしい。	河原町エリア第1区画の配管の一部に、精算機及び防犯カメラに繋がる露出した配管がありますが、それ以外は、ソーラー発電部分も含め、地中配線で運営しております。（別紙参照）																														
11	過去15年間の道路占用料は。	道路占用料と市役所敷地の目的外使用料の合計額は以下のとおりです。 <table> <tbody> <tr><td>平成22年度</td><td>12,065千円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>8,629千円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>11,053千円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>13,010千円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>13,010千円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>13,007千円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>14,431千円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>14,431千円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>14,363千円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>17,300千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>18,189千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>19,784千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>23,263千円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>26,877千円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>27,063千円</td></tr> </tbody> </table>	平成22年度	12,065千円	平成23年度	8,629千円	平成24年度	11,053千円	平成25年度	13,010千円	平成26年度	13,010千円	平成27年度	13,007千円	平成28年度	14,431千円	平成29年度	14,431千円	平成30年度	14,363千円	令和元年度	17,300千円	令和2年度	18,189千円	令和3年度	19,784千円	令和4年度	23,263千円	令和5年度	26,877千円	令和6年度	27,063千円
平成22年度	12,065千円																															
平成23年度	8,629千円																															
平成24年度	11,053千円																															
平成25年度	13,010千円																															
平成26年度	13,010千円																															
平成27年度	13,007千円																															
平成28年度	14,431千円																															
平成29年度	14,431千円																															
平成30年度	14,363千円																															
令和元年度	17,300千円																															
令和2年度	18,189千円																															
令和3年度	19,784千円																															
令和4年度	23,263千円																															
令和5年度	26,877千円																															
令和6年度	27,063千円																															
12	提出書類製本の際の指定はあるか。（A4ファイルに製本、ページを振る等）	A4サイズのファイルに綴じ、ページ番号の付番又はインデックスの貼付等をし、提出してください。																														
13	提案書内に収まらない内容や計画図等を補足資料別紙として添付することは可能か。	上記8と同様です。																														

14	決算書類について、事業年度が11月から翌10月までであるため、令和2～4年度の3箇年の提出でも良いか。	令和2～4年度の決算書類で結構です。
15	固定資産税は分割納付であるため、令和6年度分は納付が完了していない。この場合、納付が完了している令和4～5年度の納税証明書の提出となるのか。	令和4～5年度の納税証明書で結構です。
16	市民税・法人税の納税証明書について、令和5年度分は事業年度決算が固まってからの納付となるため、12月を予定している。この場合、令和3～4年度を直近年度としても良いか。	令和3～4年度の納税証明書で結構です。
17	既設のプリペイドカード発券機は現事業者の提案により設置したものか。	プリペイドカード発券機は、現事業者の提案により設置したものです。
18	コールセンター業務を外部委託することは可能か。	コールセンター業務を外部委託することに制限は設けていません。

注) 1～5は、現地説明会にて質問があつたもの、6～18は質問書により御提出いただいたものです。

別 紙

京都市役所

488

本庁舎

(別)

上本能寺前町

上本能寺前町

14

エコストーション21
御池通まちかど駐輪場河原町1-B

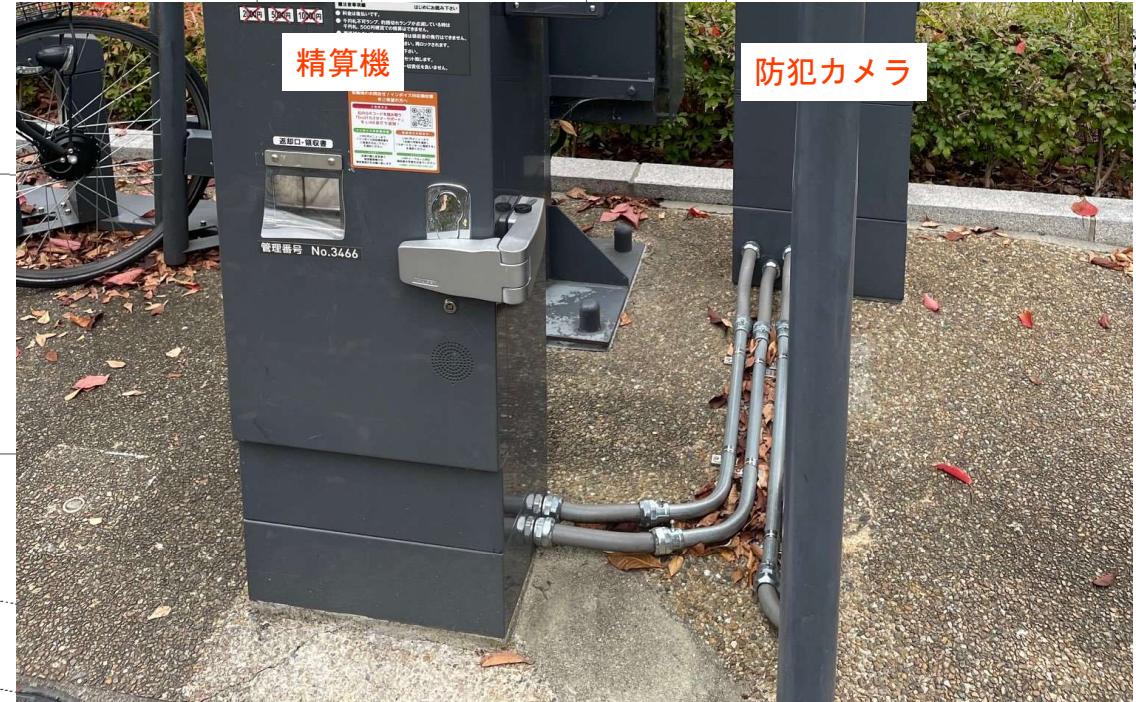
15

エコストーション21
御池通まちかど駐輪場
河原町1-B

10 m

ガスト御池

(中京区地図別記参照)



河原町通

地下鉄出入口